

1 制度の趣旨・概要

①制度の目的

少子高齢化や核家族化が進展している中、やむを得ない事情で墓の承継や維持管理が困難な方をはじめ、経済的に墓を建立することができない方等のため、芽室霊園内に複数の焼骨を一緒に納骨する合同納骨塚を設置します。

②施設の規模

収容可能数：約 2,000 体分

③供用開始：令和 8 年 5 月から

2 納骨方法及び制度運用上の留意事項

①納骨方法

骨箱・骨壺から焼骨を取り出し、焼骨を直接、合同納骨塚内部に収藏します。先行して納骨されている他の焼骨と混在する形での納骨となります。

②取り出しの不可

一度納骨した焼骨は、他の焼骨と区別して管理することができなくなるため、後日取り出しや個別の分離はできません。この点について、申請前に親族の十分な理解・同意を得ることを必須としています。

③親族間調整

申請に当たっては、関係親族間で事前に協議を行い、合意形成を図った上で申し込みを行うことが必要です。将来的なトラブル防止の観点から、窓口においても制度の趣旨・納骨後に焼骨の返還や分離ができないことについて丁寧な説明を行います。

3 利用対象者（申請者要件）

①申請できる方

使用許可を申請できるのは、親族に限ります。

（民法第 725 条に規定する 6 親等以内の血族、配偶者、3 親等以内の姻族の関係にある方）

②申請要件（いずれかに該当）

- ・芽室町に住所又は本籍がある方、又は過去にあった方で、焼骨を管理している親族
- ・芽室町に住所又は本籍があった故人の焼骨を管理している親族
- ・芽室霊園及び芽室町内共同墓地に埋蔵されている焼骨を合同納骨塚へ改葬しようとする親族

③申請対象外となる要件

生前予約（自己の死亡後に自己の焼骨を合同納骨塚に埋蔵するための予約）は受け付けません。

4 使用料

項目	金額
使用料	焼骨 1 体につき 10,000 円
減免制度	申請者が生活保護受給者の場合は全額免除

※使用料は申請時の一回限りの納付

※その後の維持管理費等は一切徴収しない

※一度納付された使用料は、いかなる理由があっても返還しない

5 申請方法及び申請書類

①申請方法

ア) 窓口受付

- ・提出先：環境土木課生活環境係
- ・受付時間：午前8時45分～午後5時30分

※年末年始及び土曜日、日曜日、祝日等の役場閉庁日を除く

※令和8年度は5月1日より受付を開始

イ) 郵送受付

- ・提出先：環境土木課生活環境係
〒082-8651 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地

②必要書類一覧

No.	書類名	入手方法・注意点
①	合同納骨塚使用許可申請書	環境土木課窓口で配布、HPからダウンロード
②	申請者の本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード等
③	申請者と故人の関係確認書類	戸籍謄本、除籍謄本等
④	焼骨の証明書類	保管場所により異なる(下記参照)
⑤	その他必要書類	芽室町との関係を証明できない場合

③焼骨の証明書類（保管場所別）

保管場所	必要書類
自宅等で保管	埋火葬許可証
芽室靈園・共同墓地	改葬許可証
町内の寺等の納骨施設	収蔵証明証、改葬許可証
町外の墓地・納骨施設	収蔵証明証、改葬許可証

6 納骨期間

①納骨日：原則水曜日

②期間：毎年4月1日～11月30日

※令和8年度に限り5月中旬～11月30日（初年度のみ）

③納骨時間：午前10時～午後4時

④除外日：祝日等の役場閉庁日の水曜日

※悪天候等により日時が変更となる場合があります

7 納骨の流れ

①手続きの流れ

ア) 事前相談 → イ) 申請書類準備 → ウ) 使用許可申請 → エ) 使用許可決定・交付
→ オ) 使用料納付 → ハ) 納骨日決定 → キ) 納骨実施

②納骨当日の注意事項

- ・焼骨（骨箱または骨壺に入った状態）及び使用許可証をご持参ください
- ・町では、納骨に伴う宗教的儀式等は実施いたしません

- ・町職員が立ち会いますが、納骨作業は申請者ご自身で行ってください
- ・骨箱・骨壺、副葬品等は納められません

③焼骨の管理

- ・碑に名前を刻むことはできませんが、町の台帳で管理します

8 使用許可の取消し

次の事項に該当すると認めたときは、合同納骨塚の使用許可を取り消すことができます。

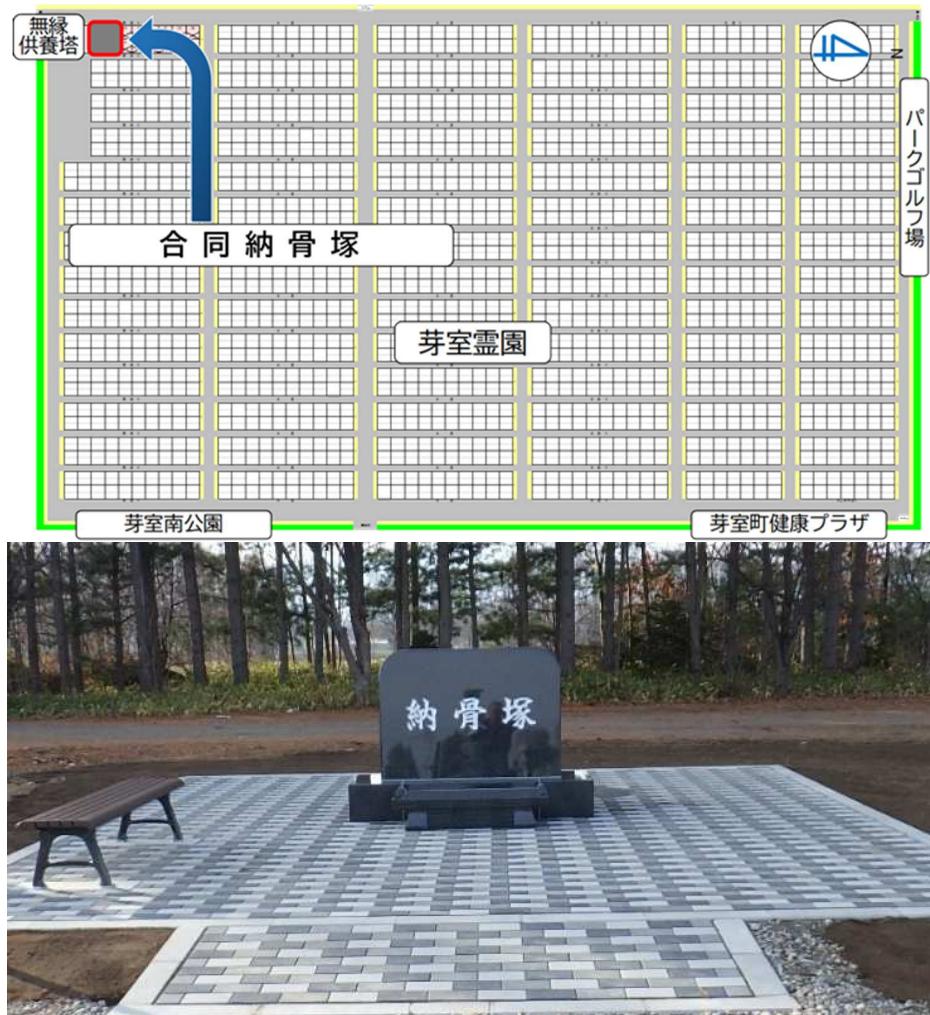
※使用料は還付されません

①使用許可を受けた焼骨を埋蔵する前に、使用許可を受けた方が死亡し、かつ、継承者がいないとき

②使用許可を受けた日から1年以内に焼骨を埋蔵していないとき

9 合同納骨塚の場所

芽室霊園内 芽室町芽室南4線23番地1



パブリックコメント募集について

この資料に関するご意見・ご質問がございましたら、担当課までお寄せください。

お問い合わせ先

芽室町環境土木課生活環境係

電話：0155-62-9726 FAX：0155-62-4599 メール：j-kankyou@memuro.net